

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年5月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800446 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900005 号

第 1 結論

昭和 52 年 5 月 6 日から昭和 53 年 12 月 23 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 5 月 6 日から昭和 53 年 12 月 23 日まで

昭和 52 年 5 月 * 日に結婚し、A 市に居住していた昭和 53 年 12 月に、義母から国民年金のことを聞いた。今なら遡って国民年金保険料を納付することができるので、大きなお金にはなるが、将来受給する金額が随分と違ってくるので、頑張って手続するように勧められた。国民年金の手続をするため A 市役所へ行き、納付書を発行してもらい、簡易郵便局で 18 万円ほど引き出し、20 か月分の国民年金保険料を納付したことを記憶している。

調査の上、国民年金保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金に初めて加入した際は、加入者に対し、国民年金の記号番号が記載された年金手帳が交付されていたところ、請求者の所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号 (*) は、国民年金手帳記号番号払出簿等によると、昭和 53 年 12 月に払い出されていることが確認でき、それより前に請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない。

また、請求者が所持する年金手帳には、請求者が、昭和 52 年 4 月 1 日付けで初めて国民年金の被保険者資格を取得、同年 5 月 6 日付けでその被保険者資格を喪失、その後、昭和 53 年 12 月 23 日に国民年金に任意加入した旨が記載されている。

ところで、請求期間当時の国民年金法によれば、厚生年金保険被保険者の配偶者は、国民年金の被保険者としないとされているところ、請求期間当時、請求者の夫は厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

国民年金の被保険者とされない者が、国民年金の被保険者となるためには、都道府県知事(窓口は市町村役場又は社会保険事務所)に申し出る必要があり、申出日にその被保険者資格を取得し、当該申出日の属する月の分から国民年金保険料の納付を行うものであった。

これらを踏まえると、請求者は、昭和 53 年 12 月 23 日に、国民年金への任意加入手続を行い、同日より国民年金へ任意加入していることから、請求期間に係る国民年金保険料を遡って納付することはできない。

このほか、請求者が、請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、国民年金の被保険者とされない期間に係る国民年金保険料が納付された場合、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、当該保険料を還付することとなるが、日本年金機構は、請求者に対して請求期間に係る国民年金保険料の還付を行った事跡はない旨回答している。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800457 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900004 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 7 月 21 日から平成元年 3 月 1 日まで

請求期間において、私は、B 町にあった A 社に勤務していた。請求期間当時、従業員は 5 人以上いたが、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録によると、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 63 年 9 月 17 日、離職日は平成元年 1 月 28 日とされている。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の請求期間当時の事業主は、資料を保管していないが、請求者については、雇用保険のみに加入させ、厚生年金保険には加入させておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に対して照会を行ったが、請求者の同社における雇用形態、勤務実態等について、具体的な陳述や回答を得ることができない。

さらに、A 社に係るオンライン記録に、請求者の厚生年金保険被保険者記録はなく、請求期間における健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。